⑶　確定年月日　同年７月15日
⑷　被告人の氏名　池田　勝洋、秋元　久司、杉本　　大
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人３名は、共謀の上、財産上不正な利益を得る目的で犯した貸金業法違反の犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと企て、東京都知事の登録を受けないで、平成20年６月10日から同年10月14日までの間、前後607回にわたり、被告人らが管理する銀行預金口座10口座に合計2,164万7,500円を振込入金させて預け入れさせ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒231―0021　神奈川県横浜市中区日本大通９番地
横浜地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　045―211―7600（内線2414）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　Ｊ―ストック・パートナーズ株式会社
２．本店所在地　東京都港区南青山５丁目12番３号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第697号
４．行政処分の年月日　平成22年７月９日
５．行政処分の内容
金融商品取引業の全ての業務（ただし、顧客との助言契約の解約業務を除く。）を平成22年７月９日から平成22年８月８日まで停止すること。

平成 22 年７月 21 日
関東財務局長　厚木　　進

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第９０８５号
福岡県中間市岩瀬西町32―１
申立人　畑　　明美
本籍北九州市八幡西区瀬板２丁目1088番地、最後の住所北九州市小倉南区南若園町８番２―501号、死亡の場所北九州市小倉南区、死亡年月日平成21年６月11日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和37年６月６日、職業飲食店経営
被相続人　亡　川浪　久夫
事務所福岡県行橋市大橋３丁目18番８号　サニービル原田１階
相続財産管理人　弁護士　古賀　貴士
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２２年（家）第５５号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地387番地５
申立人　阿蘇農業協同組合
本籍熊本県阿蘇市三久保711番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所熊本県阿蘇市、死亡年月日平成18年５月10日、出生の場所熊本県阿蘇郡内牧町、出生年月日昭和15年６月８日、職業農業
被相続人　亡　田中　博司
事務所熊本市京町２丁目２番42号３Ｆ
相続財産管理人　弁護士　山本　好郎
熊本家庭裁判所阿蘇支部

平成２２年（家）第５６号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地387番地５
申立人　阿蘇農業協同組合
本籍熊本県阿蘇市南宮原194番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所熊本県阿蘇市、死亡年月日平成21年７月27日、出生の場所熊本県阿蘇郡内牧町、出生年月日昭和26年12月17日、職業農業
被相続人　亡　嶋津　　**隆**
事務所熊本市京町２丁目２番42号３Ｆ
相続財産管理人　弁護士　山本　好郎
熊本家庭裁判所阿蘇支部

平成２２年（家）第９４号
熊本県人吉市下原田町字瓜生田281番地１
申立人　上川　博子
本籍熊本県人吉市中神町字城本1043番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所熊本県人吉市、死亡年月日平成22年２月18日、出生の場所熊本県人吉市、出生年月日昭和４年２月１日、職業無職
被相続人　亡　筌場　慶子
事務所熊本県人吉市中青井町357番地６　サンケイビル１階
相続財産管理人　弁護士　奥村　高史
熊本家庭裁判所人吉支部

平成２２年（家）第１１０４号
大分市大字猪野663番地の５
申立人　松岡マツ子
本籍大分市大字猪野663番地５、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所申立人の住所に同じ、死亡年月日平成20年11月29日、出生の場所熊本県玉名郡長洲町、出生年月日昭和10年６月27日、職業不詳
被相続人　亡　松岡　　巖
大分市大字上宗方777番地の34
相続財産管理人　弁護士　古田　邦夫
大分家庭裁判所

平成２２年（家）第２８４号
鹿児島市中山町5189番地２
申立人　米澤　博之
鹿児島市草牟田２丁目40番８号ＯＰＵＳ城山台403号
申立人　米澤　康平
鹿児島市伊敷６丁目12番15号
申立人　米澤　和孝
本籍鹿児島市伊敷６丁目6669番地１、最後の住所鹿児島市吉野町3599番地33、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成21年１月25日、出生の場所鹿児島県鹿児島郡伊敷村、出生年月日昭和14年８月25日、職業自営業
被相続人　亡　米澤　三男
事務所鹿児島市山下町９―26　ファインビル７階弁護士法人中園貞宏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中園　貞宏
鹿児島家庭裁判所

平成２２年（家）第５２９号
群馬県伊勢崎市連取町759番地
申立人　仲道　宗弘
本籍群馬県前橋市昭和町３丁目220番地、最後の住所群馬県前橋市昭和町３丁目24番14号、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成21年８月26日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日大正14年10月15日、職業無職
被相続人　亡　小林　　信
事務所群馬県前橋市古市町１丁目２番地20
相続財産管理人　司法書士　平田　　充
前橋家庭裁判所

平成２２年（家）第８８２号
札幌市中央区大通西14丁目１番地
申立人　北海道信用保証協会
本籍北海道札幌市豊平区西岡４条10丁目15番、最後の住所札幌市豊平区西岡４条10丁目15番１号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日平成18年３月29日、出生の場所北海道勇払郡早来町、出生年月日昭和24年４月20日、職業不明
被相続人　亡　大和　英夫
事務所札幌市中央区大通西11丁目　半田ビル６階　田中敏滋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡﨑　拓也
札幌家庭裁判所